

○島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領の制定について

(平成24年7月10日島広報甲第784号各所属長宛て本部長例規通達)

島根県警察では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（人ととのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトをいう。）の特性を生かして、本県警察の活動を積極的に情報発信し、県民の理解と協力を確保するとともに、県民の求めるところを的確に把握し、その期待に応える活動を実施するなどの効果的な広報広聴活動を推進するため、この度、別添のとおり「島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領」を制定したので、積極的な運用に努められたい。

# 島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領

## 第1 趣旨

この要領は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトをいう。以下「SNS」という。）を活用した広報広聴活動を効果的に推進するため、島根県警察における広報及び広聴実施要領の制定について（平成12年6月26日島総甲第190号本部長例規通達）に定めるものほか、SNSの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 運用主管課

SNS業務の運用主管課は、警務部広報県民課とする。

## 第3 総括責任者

警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、SNSの運用を統括し、その責めを負うものとする。

## 第4 広報官の責務

広報官は、SNSに投稿する事件、事故その他広報に関する情報を管理するものとする。

## 第5 スタッフの任務

- 1 SNSの編集スタッフ（以下「スタッフ」という。）は、広報県民課広報係員をもつて充てるほか、必要に応じて広報県民課長が関係所属長と協議した上で当該所属の職員を指定することができる。
- 2 スタッフの任務は、次のとおりとする。
  - (1) 情報の収集活動
  - (2) コンテンツの作成及び投稿
  - (3) 投稿記録等の保管
  - (4) その他広報広聴等に関する調査研究

## 第6 所属長の協力

所属長は、投稿資料の積極的な提供に努めるとともに、職員をSNSの作成業務等に積極的に参加させるなど、職員の知識・技術の向上及びSNSに対する関心を高め、その普及に努めるものとする。

## 第7 所属におけるSNSを活用した情報発信

所属長は、当該所属の所掌事務に関する広報をより効果的に行うため、必要がある場合はSNSの公式アカウント（利用するサービスにログインするための、利用者権限のこと）を取得し、情報を発信することができる。この場合において、当該所属長は、事前に統括責任者を経由して本部長の承認を受けるものとする。

## 第8 基本原則

統括責任者等は、SNSによる広報広聴活動を適正かつ効果的に推進するため、次の事項を基本原則として運用するものとする。

- (1) 警察職員としての自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令及び島根県警察職員の服務に関する訓令（平成10年島根県警察訓令第24号）並びに各種の情報管理に関する規程等を遵守すること。
- (2) あらゆる警察事象を多角的に捉え、SNSの持つ即時性、双方向性等の特性を十分

に生かした広報広聴活動の推進に努めること。

- (3) 広報記事の投稿並びに内容の更新、修正及び削除は、正確かつ迅速に行うこと。
- (4) 著作権等知的財産権については、適切に取り扱うこと。

## 第9 留意事項

- 1 SNSを利用した情報発信については、公式アカウントの開設を行ったことを島根県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するとともに、あらかじめ次の点を明確にした運用方針を作成しておくものとする。
  - (1) SNSを利用した情報発信を行う目的
  - (2) 利用するSNSの種類
  - (3) SNSを利用して行う情報発信の内容
  - (4) SNSの利用方法（担当者、発信の頻度・タイミング、発信方法等）
- 2 発信した情報に対する意見や質問に対し、返答を行っていくのか、一方通行の情報発信用途で用いるのかをあらかじめ決定しておくものとする。
- 3 第三者による成りすまし（他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用するなどをいう。）などを防止するため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) URL短縮サービス（本来のURL（ウェブサイトのアドレスのことをいう。）を分からなくするサービスをいう。）は、原則として使用しないこと。
  - (2) 利用しているSNSのアカウントのプロフィール欄などに、ホームページのURL又は所属のURLを記載すること。
  - (3) 公式アカウントにおいて、他の利用者の投稿の引用や第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があることから、慎重に行うこと。

